別表七(一)
「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

イ　法人が、当期に欠損金額を生じた場合（青色申告書を提出している場合に限ります。）に、当該欠損金額につき翌期以後に法第 57 条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定の適用を受けようとする場合

ロ　法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第 114 条(固定資産に準ずる繰延資産)に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）があるときに、当該災害損失欠損金額につき翌期以後に法第 58 条(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定の適用を受けようとする場合

ハ　法人の有する震災特例法第 15 条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)に規定する棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から３年以内に同法第 16 条の３第１項(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)に規定する震災関連原状回復費用（以下「震災関連原状回復費用」といいます。）を支出することができなかった法人が、その事情がやんだ日の翌日から３年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときに、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額を災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同条の規定の適用を受ける場合

ニ　青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前９年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 20 年４月１日以後に終了した事業年度において生じたものに限ります。）について法第 57 条の規定の適用を受ける場合

ホ　災害損失欠損金額のうち、当期首前９年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 20 年４月１日以後に終了した事業年度において生じたものに限ります。）について法第 58 条の規定の適用を受ける場合

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「所得金額控除限度額 (1) × 50、55、60、65又は100/100 2」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1)　当期が中小法人等事業年度に該当する事業年度である場合 (1) × ~~50、55、60、65又は~~100/100 ㈱　中小法人等事業年度とは、法第 57 条第 11 項各号又は第 58 条第６項各号に掲げる法人の法第 57 条第 11 項各号又は第 58 条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。以下同じです。 ①　措置法第 67 条の 14 第１項第１号(特定目的会社に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的会社 ②　措置法第 67 条の 15 第１項第１号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人 ③　措置法第 68 条の３の２第１項第１号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第４条の７(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）	

欄	記　　載　　要　　領	注　意　事　項
	④　措置法第68条の３の３第１項第１号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人 ⑵　当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合 イ　平成 28 年４月１日前に開始した事業年度である場合 ⑴ × ~~50、55、60、~~65~~又は100~~ / 100 ロ　平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度である場合 ⑴ × ~~50、55、~~60~~、65又は100~~ / 100	
「控除未済欠損金額３」	⑴　青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前９年以内に開始した事業年度に生じたもの（青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。 ⑵　当期が法第 57 条第２項若しくは第４項又は第 58 条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「３」の金額を記載します。 ⑶　当期が法第 57 条第６項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（⑵に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により法人の欠損金額とみなされる法第 81 条の９第６項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。 ⑷　当期前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第 57 条第９項又は第 58 条第４項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の２第１項(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。 ⑸　当期において法第 59 条第１項又は第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けた場合には、別表七(二)「27」の金額を記載します。	
「当期控除額４」	古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。	

<table>
<tr><th colspan="2">欄</th><th>記　載　要　領</th><th>注　意　事　項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">「当期分」の各欄</td><td>各欄共通</td><td>当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 47」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。
なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 13」の金額を移記します。</td><td>この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額５」の記載は必要ありません。</td></tr>
<tr><td>「欠損金の繰戻し額」</td><td>「青色欠損金」のうち法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</td><td>措置法第 66 条の 13 第１項各号《中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成４年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、解散（適格合併による解散を除きます。）、事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第 80 条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">「災害により生じた損失の額の計算」の各欄</td><td>「災害の種類」</td><td>震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。</td><td></td></tr>
<tr><td>「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」</td><td>災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例法第 16 条の３第１項各号に掲げる費用その他これらに類する費用の支出を行うことが困難な事情がやんだ日を記載します。</td><td></td></tr>
<tr><td>「災害により生じた損失の額」の各欄共通</td><td>棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。
なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。
災害損失のあった資産の種類別の明細書
<table><tr><th rowspan="2">資産の種　類</th><th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th><th colspan="4">災害により生じた損失の額</th></tr><tr><th>滅失等による損失</th><th>原状回復の費用</th><th>被害拡大等防止の費用</th><th>計</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

３　根拠条文

法 57、57 の２、58、令 112～116 の２、規 26～26 の５の２、震災特例法 16 の３、震災特例法令 16 の３